第七十三条の十を削る。

第七十三条の十一第一項中「をする」の下に「出資組合又は」を加え、同条第二項中「をする」の下に「出資組合の組合員等又は」を加え、同条第三項中「第二章の二第四節」を「第四章第一節」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

前三項の規定は、第七十三条の三第六項において準用する第四十九条並びに第五十条第一項及び第二項の規定による手続が終了していない場合又は組織変更を中止した場合には、適用しない。

第七十三条の十一第一項の次に次の一項を加える。

組織変更をする出資組合又は出資農事組合法人は、効力発生日に、第七十三条の三第四項第一号及び第二号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなす。

第七十三条の十一を第七十三条の八とし、同条の次に次の一条を加える。

第七十三条の九　出資組合又は出資農事組合法人が組織変更をしたときは、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第七十三条の十二中「出資農事組合法人」を「出資組合又は出資農事組合法人」に改め、同条を第七十三条の十とする。

第七十三条の十四を第七十五条とし、同条の次に次の一条、三節及び章名を加える。

第七十六条　この節に定めるもののほか、組織変更に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節　一般社団法人への組織変更

第七十七条　非出資組合又は非出資農事組合法人は、その組織を変更し、一般社団法人になることができる。

第七十八条　非出資組合又は非出資農事組合法人は、前条の規定による組織変更（以下この節において「組織変更」という。）をするには、組織変更計画を作成して、総会の決議により、その承認を受けなければならない。

組織変更計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　組織変更後の一般社団法人（以下「組織変更後一般社団法人」という。）の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十一条第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号までに掲げる事項

二　前号に掲げるもののほか、組織変更後一般社団法人の定款で定める事項

三　組織変更後一般社団法人の理事の氏名

四　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人である場合　組織変更後一般社団法人の監事の氏名

ロ　組織変更後一般社団法人が会計監査人設置一般社団法人である場合　組織変更後一般社団法人の会計監査人の氏名又は名称

五　組織変更後一般社団法人の社員の氏名又は名称及び住所

六　組織変更がその効力を生ずる日（次条において「効力発生日」という。）

七　その他農林水産省令で定める事項

第七十九条　組織変更をする非出資組合又は非出資農事組合法人は、効力発生日に、一般社団法人となる。

組織変更をする非出資組合又は非出資農事組合法人は、効力発生日に、前条第二項第一号及び第二号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなす。

組織変更をする非出資組合又は非出資農事組合法人の組合員等又は非出資農事組合法人の組合員は、効力発生日に、前条第二項第五号に掲げる事項についての定めに従い、組織変更後一般社団法人の社員となる。

第八十条　組織変更については、第四十八条の二、第四十九条、第五十条第一項及び第二項、第七十三条の三第二項及び第三項、第七十三条の八第四項及び第五項並びに第七十三条の九から第七十六条までの規定を準用する。この場合において、第四十九条第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは「組織変更をする旨」と、同項第二号中「計算書類」とあるのは「財産目録」と、第七十三条の三第二項中「前項」とあるのは「第七十八条第一項」と、同条第三項中「第一項の総会」とあるのは「第七十八条第一項の総会」と、第七十三条の八第四項中「前三項」とあるのは「第七十九条」と、「第七十三条の三第六項」とあるのは「第八十条」と、同条第五項中「第四章第一節」とあるのは「第四章第二節」と、第七十四条第一項中「第七十三条の三第六項」とあるのは「第八十条」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三節　消費生活協同組合への組織変更

第八十一条　農業協同組合（次に掲げる農業協同組合を除く。次条第一項及び第二項、第八十三条並びに第八十五条において同じ。）は、その組織を変更し、地域による消費生活協同組合になることができる。

一　組合員に出資をさせない農業協同組合

二　第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合

三　都道府県の区域を超える区域を地区とする農業協同組合（前二号に掲げる農業協同組合を除く。）

第八十二条　農業協同組合は、前条の規定による組織変更（以下この節において「組織変更」という。）をするには、組織変更計画を作成して、総会の決議により、その承認を受けなければならない。

組織変更計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　組織変更後の消費生活協同組合（以下「組織変更後消費生活協同組合」という。）の消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第二十六条第一項第一号から第七号まで及び第九号から第十六号までに掲げる事項

二　前号に掲げるもののほか、組織変更後消費生活協同組合の定款で定める事項

三　組織変更後消費生活協同組合の理事及び監事の氏名

四　組織変更をする農業協同組合の組合員が組織変更に際して取得する組織変更後消費生活協同組合の出資の口数又はその口数の算定方法（組織変更後消費生活協同組合の組合員となることができない組織変更をする農業協同組合の組合員がある場合にあつては、当該組合員に対して支払う金銭の額又はその算定方法を含む。）

五　組織変更をする農業協同組合の組合員に対する前号の出資の割当てに関する事項

六　組織変更後消費生活協同組合が組織変更に際して組織変更をする農業協同組合の組合員に対してその持分に代わる金銭を支払うときは、その額又はその算定方法

七　組織変更をする農業協同組合の組合員に対する前号の金銭の割当てに関する事項

八　組織変更後消費生活協同組合の準備金に関する事項

九　組織変更がその効力を生ずべき日

十　その他主務省令で定める事項

前項第三号の理事の選任については、理事の定数の少なくとも三分の二は、組織変更後消費生活協同組合の組合員になろうとする者のうちから選任するものとし、同号の理事及び監事の任期は、組織変更後最初の通常総会の日までとする。

第八十三条　組織変更をする農業協同組合の組合員で、組織変更後消費生活協同組合の組合員となることができないものは、組織変更の日に当該農業協同組合を脱退したものとみなして、第二十二条第二項の規定を適用する。この場合において、同項中「脱退した事業年度末」とあるのは、「第八十二条第一項に規定する組織変更の日」とする。